

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子

消費者庁 消費者制度課

1. 特定適格消費者団体

(1) 特定適格消費者団体の認定等

- ① 内閣総理大臣は、②の要件を満たす適格消費者団体（消費者契約法第2条第4項）を、その申請に基づき、特定適格消費者団体として認定することができることとする。
- ② 認定要件
 - ア 被害救済関係業務（本制度の訴訟手続の追行に関する業務及び当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集等に係る業務）に係る組織、当該業務の実施の方法、知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の被害救済関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
 - イ 被害救済関係業務の執行決定機関として理事会が置かれており、決定方法が適正であること。また、弁護士が理事として選任されているなど関与が強められていること。
 - ウ 被害救済関係業務を遂行するための人的体制に照らして被害救済関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められること。
 - エ 被害救済関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。
 - オ 特定適格消費者団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。
 - カ 消費者契約法、弁護士法等に違反して罰金刑に処せられた日から3年を経過していないことその他欠格事由に該当しないこと。

(2) 被害救済関係業務等

- ① 特定適格消費者団体は、被害救済関係業務の遂行に当たっては、以下の事項を遵守しなければならないこととする。
 - ア 多数の消費者の利益のために、被害救済関係業務を適切に遂行しなければならない。
 - イ 共通争点の確認に係る訴権を濫用してはならない。

- ウ 他の特定適格消費者団体と相互の連携協力を努めなければならない。
 - エ 共通争点の確認の訴えの提起等の主要な行為について、他の特定適格消費者団体に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
 - オ 情報管理及び秘密保持に関する義務を遵守しなければならない。
 - カ 共通争点の確認の訴えに関する訴えの提起等を公告しなければならない。
 - キ 共通争点の確認に係る訴権の行使につきその相手方から不当な金銭等の財産上の利益を受けてはならない。
 - ク 差止請求関係業務及び被害救済関係業務以外の業務については、定款等に記載した上で、これらの業務に支障がない限り、行うことができるとともに、所要の区分経理を行う必要があることとする。
- ② 特定適格消費者団体は、以下のアの情報公開措置を講ずるとともに、イ～エの監督措置を受けることとする。
- ア 特定適格消費者団体は、事業報告書、財務諸表、寄附金の明細など所要の事項の情報開示をしなければならないこととする。
また、業務及び経理の状況について、専門性を有する第三者の調査を受け、その調査報告書を情報開示しなければならないこととし、情報開示に係る書類は内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。
 - イ 特定適格消費者団体の認定の有効期間は3年とし、有効期間の更新を受けなければならないこととする。
 - ウ 特定適格消費者団体は、業務及び経理に関する帳簿書類を作成・保存しなければならないこととする。
 - エ 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体に対する報告徴収及び立入検査、適合命令・改善命令、認定の取消し等の監督措置を講ずることができることとする。
- ③ その他所要の規定を整備する。
- ア 内閣総理大臣は、消費者被害の防止及び救済に資するため、共通争点の確認の訴えに係る判決等の概要等について、インターネットの利用その他適切な方法で速やかに公表することとする。
 - イ 国民生活センターや地方公共団体は、消費生活相談情報（P I O - N E T情報）を特定適格消費者団体に提供することができることとする。
 - ウ 内閣総理大臣は、共通争点の確認の訴えに係る訴訟の当事者となっている特定適格消費者団体の認定が失効し、又は取り消されたときは、当該訴訟手続を受継すべき他の特定適格消費者団体を指定することとする。

2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）

（1）対象となる権利

特定適格消費者団体は、消費者（個人（事業を行う場合におけるものを除く。））の事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人）に対する以下の請求権（金銭の支払を目的とするものに限る。③④については、契約の目的に生じた損害に係るものに限るとともに、人の生命・身体に損害が生じたときの当該損害に係るものを除く。）について、事業者に対し、相当多数の消費者と事業者との間に共通する責任原因の確認を、訴えをもって請求することができることとし（以下、この訴えを「共通争点の確認の訴え」という。）、個別の対象消費者の請求権について判断するために必要な事実に関する争いで主要なものが別に存在する場合はこの限りでないこととする。

- ① 消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）が不存在若しくは無効又は取消し若しくは解除（クーリングオフを含む。）がされたことに基づく不当利得返還請求権
- ② 消費者契約に基づく履行請求権
- ③ 消費者契約の締結又は履行に際してされた事業者（消費者契約の相手方又は相手方になろうとする事業者のほか、勧誘をする事業者、勧誘を行わせる事業者、当該消費者契約の内容を定めた事業者、当該消費者契約の締結について媒介又は代理をする事業者、履行を補助する事業者をいう。）の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権
- ④ 消費者契約に債務不履行がある場合の損害賠償請求権又は瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権

（2）訴額

共通争点の確認の訴えは、訴額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

（3）管轄

- ① 被告の普通裁判籍による管轄のほか、営業所等の所在地及び共通争点の確認の訴えの対象となる事業者の行為があった地の管轄を認めることとする。
- ② 二段階目の手続において請求権の届出をすることが見込まれる者の数が著しく多数であるときは、高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所などの大規模裁判所にも管轄を認めることとする。
- ③ 以上の規律により2以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、先に訴えの提起があった地方裁判所が管轄することとする。

④ 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、共通争点の確認の訴えに係る訴訟を②の裁判所に移送することができる。

(4) 移送

裁判所は、共通争点の確認の訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同種の共通争点の確認の訴えに係る訴訟が係属している場合において、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴訟を当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができることとする。

(5) 併合

裁判所は、同一の共通争点の確認の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判を併合してしなければならないこととする。

(6) 中止

共通争点の確認の訴えが提起された事件について、消費者と事業者との間に当該共通争点に関連する請求権に係る訴訟が係属しているときは、裁判所は、消費者と事業者との間の訴訟手続を中止することができることとする。

(7) 参加

消費者は、共通争点の確認の訴えに係る訴訟に参加することができないこととする。

(8) 中断・受継

共通争点の確認の訴えに係る訴訟の当事者となっている特定適格消費者団体の認定が失効し、又は取り消されたときは、訴訟手続は中断するとともに、内閣総理大臣が指定した他の特定適格消費者団体が当該訴訟手続を受継することとする。

(9) 和解

特定適格消費者団体は、共通争点の確認の訴えに係る訴訟手続において、個々の消費者から授権を受けて個々の消費者の請求権に関する和解をすることができることとする。

(10) 判決の効力

共通争点の確認の訴えに係る確定判決の効力は、他の特定適格消費者団体及び二段階目の手続において請求権を届け出た消費者に及ぶこととする。

(11) 再審の訴え

共通争点の確認の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して消費者の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、他の特定適

格消費者団体は、再審の訴えをもって不服を申し立てることができることとする。

3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）

（1）開始決定

① 開始の申立て

ア 共通争点の確認の訴えについての（一部）認容判決が確定したとき、被告が共通争点の確認の訴えに係る訴訟において請求を認諾したときは、共通争点の確認の訴えに係る訴訟が終了した時に原告であった特定適格消費者団体は、正当な理由がない限り、一定期間内に、開始の申立てをしなければならないこととする。

イ 管轄は、確定した共通争点の確認の訴えについての判決、認諾がなされた裁判所（上訴審においてなされた判決が確定し又は上訴審で認諾がされた場合にはその第一審裁判所である裁判所）の専属とする。

② 開始決定

ア 裁判所は、開始要件があるときは、開始決定をすることとする。

イ 裁判所は、開始決定と同時に対象消費者が有する請求権の届出をするべき期間、認否をするための期間を定めることとする。

ウ 裁判所は、開始の申立てが不適法であるときは、申立てを却下することとする。

③ 決定に対する不服申立て

申立人及び相手方は、開始の申立てについての裁判に対し、即時抗告をすることができることとする。

（2）通知・公告

① 通知・公告の方法

ア 開始決定の申立てをした特定適格消費者団体（以下「申立団体」という。）は、知っている個別請求権の確定訴訟に届出をすることのできる対象消費者（被告からの情報提供によって知った対象消費者を含む。）に対し、相当な方法で個別に通知しなければならないこととする。

イ 申立団体は、インターネットの利用その他の相当な方法により公告しなければならないこととする。

② 通知・公告事項

ア 以下のような事項を通知・公告しなければならないこととする。

- ・ 事案の概要
- ・ 共通争点の確認の訴えについての判決の内容（主文、個別請求権

の確定訴訟で請求できる対象消費者の請求権の内容、届出をすることのできる対象消費者の範囲、当事者および代理人の氏名・住所、裁判所の表示、判決日等)

- ・個別請求権を届け出ることを希望する対象消費者は、共通争点の確認の訴えに係る訴訟が終了した時に原告であった特定適格消費者団体に申出をしなければならないこと
- ・申出をすることができる期間、具体的な申出方法
- ・手続に要する費用等及び支払方法 等

③ 事業者の協力

ア 申立団体は、被告に対し、被告のウェブサイト等に見やすいように掲載するなど相当な方法による公告（広告）を求めることができることとする。

イ 裁判所は、申立団体の申立てにより、決定で、正当な理由のない限り、被告に対し、対象消費者の氏名、住所、電子メールアドレスのうち通知に必要なものが記載された文書等を申立団体に対して提出するよう命ずることができることとする。

ウ 被告がイの命令に従わないときは、裁判所は、決定で、過料に処することができることとする。

④ 通知・公告の費用負担

ア 原則として申立団体が負担することとする。

イ 裁判所は、事情により通知・公告費用の全部又は一部を被告に負担させることができることとする。

(3) 簡易な手続

① 個別請求権の届出

ア 共通争点の確認の訴えに係る訴訟が終了した時に原告であった特定適格消費者団体は、個別請求権の確定訴訟において届出をすることのできる対象消費者から授権を受けて、個別請求権の届出をすることとする（これにより届け出た対象消費者を「届出消費者」という。）。

イ 共通争点の確認の訴えに係る訴訟が終了した時に原告であった特定適格消費者団体は、正当な理由がない限り、授権を受けることを拒否することができないこととする。

ウ 届出をすることのできる請求権は、開始決定の理由となった共通争点の確認の訴えについての判決書、認諾調書に、二段階目の手続において請求することのできる請求権として記載されている請求権に限ることとする。

② 認否

ア 被告は、認否をするための期間内に、認否をすることとする。

イ 被告が認め、又は期間内に認否をしなかったときは、個別請求権は届出の内容で確定することとする。

③ 認否に対する異議の申出

ア 原告（特定適格消費者団体）は認否に不服があるときは、認否をするための期間から一定期間以内に異議を申し出ることができることとする。

イ 認否に対する異議の申出があったときは、認否の効力が失われることとする。

ウ 認否において認められなかった個別の請求権について、原告（特定適格消費者団体）が一定期間内に異議の申出をしなかったときは、個別請求権の不存在が確定することとする。

④ 決定

ア 裁判所は、認否に対する異議の申出があった個別請求権について、決定をすることとする。

イ 裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができることとする。

ウ 裁判所は、却下する場合を除き、原告（特定適格消費者団体）及び被告を審尋しなければならないこととする。

⑤ 決定に対する不服申立て

ア 認容決定、棄却決定に対して不服のある特定適格消費者団体、届出消費者、被告は、一定期間内に異議の申立てをすることができることとする。

イ 裁判所は、異議の申立てが不適法なときは、決定で却下することとする。

ウ 適法な異議の申立てがあったときは、仮執行宣言付認容決定を除いて、決定はその効力を失うこととする。

エ 届出、認否に対する異議の申出を却下する決定に対して不服のある特定適格消費者団体又は被告は、即時抗告をすることができることとする。

オ 適法な異議の申立てがないときは、決定は確定判決と同一の効力を有することとする。

(4) 異議申立て後の手続

① 訴訟への移行

- ア 適法な異議の申立てがあったときは、個別請求権について訴えの提起があったものとみなすこととする。
- イ 管轄は、簡易手続が係属していた裁判所が属している地方裁判所の専属とする。
- ウ 異議申立て後の手続においては、原告は、他の請求権への訴えの変更をしてはならないこととする。

② 移送

裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、2（3）の管轄裁判所のうち大規模事件の特別管轄裁判所以外の管轄裁判所に移送することができることとする。

③ 判決

- ア 裁判所は、当該訴えについてすべき判決が仮執行宣言付認容決定と同じときは、その判決において、仮執行宣言付認容決定を認可しなければならないこととする。
- イ 裁判所は、仮執行宣言付認容決定を認可する場合を除き、当該訴えについてすべき判決においては、仮執行宣言付認容決定を取り消し又は変更して、個別請求権について判断することとする。

(5) その他

① 申立手数料

- ア 開始決定の申立て・個別請求権の届出
低・定額なものとする。
- イ 簡易手続における認容決定、棄却決定に適法な異議の申立てがあり、個別請求権について訴え提起があったものとみなされたときは、原告（特定適格消費者団体又は届出消費者）は請求権の価額に応じて定まる訴え提起手数料と納付済手数料との差額を裁判所に、納付しなければならないこととする。

② 民事執行・民事保全

- ア 特定適格消費者団体は、自己が債務名義上の当事者となっている場合には、加入消費者から授権を受けて、強制執行の申立てをすることができることとする。
- イ 特定適格消費者団体は、個別請求権を保全するため、対象消費者から授権を受けて、仮差押命令の申立てをすることができることとする。

③ 時効中断

特定適格消費者団体が二段階目の手続において届出消費者の個別請求権の届出をしたときは、共通争点の確認の訴えの提起の時に裁判上の請求があったものとみなすこととする。

4. その他

民事訴訟費用等に関する法律、民事執行法及び民事保全法に所要の規定を整備する。

罰則その他所要の規定を整備する。

以上